

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月30日

精華町監査委員 船戸 明

同 安宅吉昭

令和元年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和元年9月30日から令和2年3月23日まで

2 監査対象部局

監査対象部局	
総務部	財政課、情報政策室
住民部	総合窓口課、税務課、国保医療課
健康福祉環境部	ほうその保育所、いけたに保育所、こまだ保育所
事業部	監理課、都市整備課
会計管理者	会計課
消防本部	総務課、警防課
教育部	学校教育課、生涯学習課

議会事務局	議会事務局
-------	-------

3 監査の対象

(1) 補助金等

ア 平成30年度に支出した補助金等のうち、1団体又は1個人に対する支出金額が8,000千円以上のものを対象とする。この場合においては、当該団体又は個人に対して令和元年度に支出した補助金等も対象とする。

イ アに該当する補助金等が1件のみの部局にあつては、アに該当する補助金等に加えて、平成30年度に支出した補助金等のうち、総支出金額が最大となる補助金等も対象とする。

ウ アに該当する補助金等が無い部局にあつては、平成30年度に支出した補助金等のうち、総支出金額が上位2件となる補助金等を対象とする。

監査対象部局	補助金等名
都市整備課	① 民間施設ブロック塀等緊急安全対策促進事業費補助金 ② 木造住宅耐震改修等事業費補助金
消防本部総務課	① 消防団運営費
消防本部警防課	① 自主防災組織活動助成金
教育部学校教育課	① 私立幼稚園補助金 ② 私立幼稚園就園奨励費補助金
教育部生涯学習課	① 社会教育関係団体活動費補助金
議会事務局	① 議会政務活動費

※ 補助金等は、負担金、補助及び交付金（節19）の補助金（細節2）に該当するものとする。

(2) 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

4 監査の着眼点

(1) 補助金等

ア 必要に応じて要綱等が整備されているか。

イ 精華町補助金等の交付に関する規則及び個別の要綱等に基づき、交付手続が適正に行われているか。

ウ 補助金等の支出方法や交付時期は適正か。

エ 書類に形式上の不備はないか。

(2) 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

平成30年度定期監査において指導した事項が改善されているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、令和2年2月7日及び25日に関係職員から説明を聴取した。

※監査資料

ア 補助金等

(ア) 補助金調査票（指定様式）

(イ) 調査票で指定した補助金交付事務に係る一連の書類

(ウ) 補助金交付について定めた要領や内規等

イ 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

平成30年度定期監査指導事項等改善状況（指定様式）

第2 監査の結果及び意見

1 補助金等

(1) 精華町補助金等の交付に関する規則及び個別の要綱等に基づき、交付手続が適正に行われているか。

ア 消防団運営費

起案文書や補助事業者等から提出のあった書類において、補助金等の交付申請のあった事業の実施に係る経費が補助金等の交付対象となる経費であるかどうか、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するかどうか不明確であった。

当該補助金等の交付対象となる経費は、精華町消防団の運営費の交付に関する要綱第7条各号に掲げる経費であるが、補助金等の交付決定に当たっては、精華町補助金等の交付に関する規則（以下「補助金

規則」という。)第5条の規定により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを審査し、また、補助事業等の完了の報告を受けたときは、補助金規則第12条の規定により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するかどうかを審査等することとされている。

よって、補助金等の交付決定に当たっては、事業計画書及び収支予算書等により、補助金等の交付申請のあった事業の実施に係る経費が補助金等の交付対象となる経費であるかどうかを審査し、また、実績報告後の履行確認においては、実績報告書及び収支決算書等により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するかどうかを審査されたい。

なお、補助金等の交付申請書に収支予算書が添付されていなかったため、これを添付するよう補助事業者等に対して求められたい。

イ 社会教育関係団体活動費補助金

起案文書や補助事業者等から提出のあった書類において、補助金等の交付申請のあった事業が補助金等の交付対象となる事業であるかどうか、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するかどうか不明確であり、また、このことにより補助金等の交付金額の積算根拠についても起案上不明確であった。

当該補助金等の交付対象となる事業は、精華町社会教育関係団体活動費補助金交付要綱第3条各号に掲げる事業であるが、補助金等の交付決定に当たっては、補助金規則第5条の規定により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを審査し、また、補助事業等の完了の報告を受けたときは、補助金規則第12条の規定により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するかどうかを審査等することとされている。

よって、補助金等の交付決定に当たっては、事業計画書及び収支予算書等により、補助金等の交付申請のあった事業が補助金等の交付対象となる事業であるかどうかを審査した上で、精華町社会教育関係団体活動費補助金交付要綱第4条の規定により補助金等の交付金額を積

算されたい。また、実績報告後の履行確認においては、実績報告書及び収支決算書等により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するかどうかを審査されたい。

(2) 補助金等の支出方法や交付時期は適正か。

ア 補助金等の支出方法について

法第232条の5第1項では「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。」と規定されており、支出に当たっては、①債務金額が確定し、②支払いの期限が到来しており、③支出の相手方が正当な債権者であることが必要である。この通常の支出方法に対して、同条第2項では「政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。」として、支出方法の特例が規定されており、補助金等の支出については、概算払と前金払によることができる。

概算払は、債務金額の確定前になされる支出であるため、事後においては精算を行い、概算払をした金額の過不足の有無を確認し、過渡しであったときには返納を、不足であったときには追加支払をするものであり、概算払をした場合は、概算払をした金額の過不足が無いときでも、必ず精算を行わなければならない。

そのため、精華町会計規則第64条第1項では「資金前渡を受けた者は用件終了後、直ちに精算書を作成し、証拠書類を添え、収支命令者を經由して会計管理者に提出しなければならない。」と規定されており、同規則第67条第2項では「第64条の規定は、概算払の精算についてこれを準用する。」と規定されている。

一方、前金払は、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に、債務金額が確定している場合に限って行うことができ、しかも、その金額は契約又は法令によって確定されるものであり、後日不履行その他の事由によって客観的に金額の異動を生ずる場合のほかは、その本質上精算を伴わないものとされている。

(ア) 社会教育関係団体活動費補助金

起案文書において、前金払を行う理由や、前金払を行う時点で債務金額が確定しているかどうか不明確であった。

上記のとおり、前金払は、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に、債務金額が確定している場合に限って行うことができるものである。

よって、前金払をする場合には、その客観的な理由及び債務金額が確定している根拠を、起案文書において明確にされたい。

(イ) 議会政務活動費

起案文書において、前金払を行う理由や、前金払を行う時点で債務金額が確定しているかどうか不明確であった。

上記のとおり、前金払は、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に、債務金額が確定している場合に限って行うことができるものである。

よって、前金払をする場合には、その客観的な理由及び債務金額が確定している根拠を、起案文書において明確にされたい。

(3) 書類に形式上の不備はないか。

ア 民間施設ブロック塀等緊急安全対策促進事業費補助金

補助金交付申請書の提出年月日欄に記載がないものが見受けられた。

精華町民間施設ブロック塀等緊急安全対策促進事業費補助金交付要綱第5条では「補助金の交付を受けようとする者は、精華町民間施設ブロック塀等緊急安全対策促進事業費補助金交付申請書に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、当該工事の着手前に、かつ、申請する年度の3月1日までに町長に申請しなければならない。」と規定されている。

つまり、補助金等の交付を決定するためには、申請が期限内に行われているかを審査する必要がある。

よって、補助金交付申請書には、提出年月日欄に記載するよう補助事業者等に対して求められたい。

イ 木造住宅耐震改修等事業費補助金

補助金交付申請書の提出年月日欄に記載がないものが見受けられた。

精華町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条では「補助

金の交付を受けようとする者は、設計及び工事着手前に木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書及び関係書類を添えて町長に申請しなければならない。」と規定されている。

つまり、補助金等の交付を決定するためには、申請が期限内に行われているかを審査する必要がある。

よって、補助金交付申請書には、提出年月日欄を記載するよう補助事業者等に対して求められたい。

2 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

平成30年度において指摘した内容については、おおむね改善の方向にあることが確認された。